

## ○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の一部改正の新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p><b>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)</b></p> <p><b>第1 はじめに</b></p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく<u>番号制度</u>は、社会保障、税、<u>災害対策</u>その他の<u>行政分野</u>における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。</p> <p>一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。</p> <p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等も定められている。</p>	<p><b>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)</b></p> <p><b>第1 はじめに</b></p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく<u>社会保障・税番号制度</u>（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び<u>災害対策の分野</u>における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。</p> <p>一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。</p> <p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等も定められている。</p>

改正後	改正前
<p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。</p>	<p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。</p>
<p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う事業者（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等<sup>(注1)</sup>を除く。以下「事業者」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p>	<p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う事業者（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等<sup>(注1)</sup>を除く。以下「事業者」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p>
<p>なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人<sup>(注2)</sup>は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を参照する必要がある。</p>	<p>なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人<sup>(注2)</sup>は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を参照する必要がある。</p>
<p>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）が適用されるものの、当該各号に定める業務<sup>(注3)</sup>における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。</p>	<p>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）が適用されるものの、当該各号に定める業務<sup>(注3)</sup>における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。</p>
<p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「しては</p>	<p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「しては</p>

改正後	改正前
<p>「ならない」と記述している事項については、これらに従わなかつた場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかつたことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。</p>	<p>「ならない」と記述している事項については、これらに従わなかつた場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかつたことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。</p>
<p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p>	<p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p>
<p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p>	<p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p>
<p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。</p>	<p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。</p>
<p>「第4 各論」においては、各項目に要点を枠囲みにして示すとともに、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。</p>	<p>「第4 各論」においては、各項目に要点を枠囲みにして示すとともに、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。</p>
<p>*印は、事業者の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的としたものである。</p>	<p>*印は、事業者の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的としたものである。</p>

改正後	改正前
て典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。	て典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。
〔（注1）～（注3） 略〕	〔（注1）～（注3） 同左〕
<b>第3 総論</b>	<b>第3 総論</b>
〔第3－1～第3－3 略〕	〔第3－1～第3－3 同左〕
<b>第3－4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</b>	<b>第3－4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</b>
(1) 保護措置の概要	(1) 保護措置の概要
個人番号は、社会保障、税、 <u>災害対策</u> その他の <u>行政分野</u> において、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に一人一番号で重複のないように、住民票コードを変換して得られる番号である。したがって、個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。	個人番号は、社会保障、税 <u>及び災害対策の分野</u> において、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に一人一番号で重複のないように、住民票コードを変換して得られる番号である。したがって、個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。
そこで、番号法においては、特定個人情報について、個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の三つに大別される。	そこで、番号法においては、特定個人情報について、個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の三つに大別される。

改正後	改正前
<b>ア 特定個人情報の利用制限</b>	<b>ア 特定個人情報の利用制限</b>
<p>個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第17条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第18条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。</p>	<p>個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第17条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第18条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。</p>
<p>これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税、<u>災害対策その他</u>の<u>行政分野</u>に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。また、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（同法第30条第2項）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p>	<p>これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税<u>及び災害対策</u>に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。また、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（同法第30条第2項）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p>
<p>[イ・ウ 略]</p>	<p>[イ・ウ 同左]</p>
<p>[(2)・(3) 略]</p>	<p>[(2)・(3) 同左]</p>
<p>[第3－5～第3－7 略]</p>	<p>[第3－5～第3－7 同左]</p>
<p><b>第4 各論</b>  <b>第4－1 特定個人情報の利用制限</b></p>	<p><b>第4 各論</b>  <b>第4－1 特定個人情報の利用制限</b></p>

改正後	改正前
<p><b>第4－1－(1) 個人番号の利用制限</b></p> <p><b>要点</b></p> <p>[略] (関係条文) [略]</p>	<p><b>第4－1－(1) 個人番号の利用制限</b></p> <p><b>要点</b></p> <p>[同左] (関係条文) [同左]</p>
<p><b>1 個人番号の原則的な取扱い</b></p> <p>[略] * [略] (注) [略]</p> <p><b>A 個人番号を利用することができますの事務の範囲</b></p> <p><b>a 個人番号利用事務</b> (番号法第9条第1項から第3項)</p> <p>個人番号利用事務とは、主として、行政機関等が、社会保障、税、災害対策その他の行政分野に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用するということをいう。事業者においては、健康保険組合等の一部の事業者が法令に基づきこの事務を行う。</p> <p>なお、個人番号利用事務の委託を受けた事業者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、行政機関等から委託を受けたときは、委託に関する契約の内容に応じて、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」が適用されることとなる。</p>	<p><b>1 個人番号の原則的な取扱い</b></p> <p>[同左] * [同左] (注) [同左]</p> <p><b>A 個人番号を利用することができますの事務の範囲</b></p> <p><b>a 個人番号利用事務</b> (番号法第9条第1項から第3項)</p> <p>個人番号利用事務とは、主として、行政機関等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用するということをいう。事業者においては、健康保険組合等の一部の事業者が法令に基づきこの事務を行う。</p> <p>なお、個人番号利用事務の委託を受けた事業者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、行政機関等から委託を受けたときは、委託に関する契約の内容に応じて、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」が適用されることとなる。</p>

改正後	改正前
<p><b>b 個人番号関係事務</b>（番号法第9条第4項）</p> <p>およそ従業員等を有する全ての事業者が個人番号を取り扱うこととなるのが個人番号関係事務である。具体的には、事業者が、法令に基づき、従業員等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類に記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する事務である。行政機関等及び健康保険組合等の個人番号利用事務実施者は、このようにして提出された書類等に記載されている特定個人情報をを利用して、社会保障、税<u>災害対策</u>その他の行政分野に関する特定の事務を行うこととなる。</p>	<p><b>b 個人番号関係事務</b>（番号法第9条第4項）</p> <p>およそ従業員等を有する全ての事業者が個人番号を取り扱うこととなるのが個人番号関係事務である。具体的には、事業者が、法令に基づき、従業員等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類に記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する事務である。行政機関等及び健康保険組合等の個人番号利用事務実施者は、このようにして提出された書類等に記載されている特定個人情報をを利用して、社会保障、税<u>及び災害対策</u>に関する特定の事務を行うこととなる。</p>
<p>なお、個人番号関係事務の委託を受けた事業者は、個人番号関係事務を行うことができる。</p> <p>* [略] * [略]</p> <p><b>B</b> [略]</p> <p><b>2</b> [略]</p> <p><b>第4－1－(2)</b> [略]</p> <p><b>第4－2</b> [略]</p>	<p>なお、個人番号関係事務の委託を受けた事業者は、個人番号関係事務を行うことができる。</p> <p>* [同左] * [同左]</p> <p><b>B</b> [同左]</p> <p><b>2</b> [同左]</p> <p><b>第4－1－(2)</b> [同左]</p> <p><b>第4－2</b> [同左]</p>

改正後	改正前
<p><b>第4－3 特定個人情報の提供制限等</b></p> <p><b>第4－3－(1) [略]</b></p> <p><b>第4－3－(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>要点</b></p> <p>[略] (関係条文) [略]</p> </div>	<p><b>第4－3 特定個人情報の提供制限等</b></p> <p><b>第4－3－(1) [同左]</b></p> <p><b>第4－3－(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>要点</b></p> <p>[同左] (関係条文) [同左]</p> </div>
<p><b>1 提供の求めの制限</b> (番号法第15条)</p> <p>何人も、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人<sup>(注)</sup>の個人番号の提供を求めてはならない。</p> <p>事業者が個人番号の提供を求めることとなるのは、従業員等に対し、社会保障、税、災害対策その他の行政分野に関する特定の事務のために個人番号の提供を求める場合等に限られる。</p> <p>* [略] (注) [略]</p>	<p><b>1 提供の求めの制限</b> (番号法第15条)</p> <p>何人も、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人<sup>(注)</sup>の個人番号の提供を求めてはならない。</p> <p>事業者が個人番号の提供を求める事となるのは、従業員等に対し、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために個人番号の提供を求める場合等に限られる。</p> <p>* [同左] (注) [同左]</p>
<p><b>2 特定個人情報の提供制限</b> (番号法第19条)</p> <p>何人も、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を「提供」してはならない。</p>	<p><b>2 特定個人情報の提供制限</b> (番号法第19条)</p> <p>何人も、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を「提供」してはならない。</p>

改正後	改正前
<p>事業者が特定個人情報を提供できるのは、社会保障、税、災害対策その他の行政分野に関する特定の事務のために従業員等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合等に限られる。</p>	<p>事業者が特定個人情報を提供できるのは、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために従業員等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合等に限られる。</p>
<p>[A～C 略]</p>	<p>[A～C 同左]</p>
<p>[第4－3－(3)・第4－3－(4) 略]</p>	<p>[第4－3－(3)・第4－3－(4) 同左]</p>
<p>[第4－4～第4－7 略]</p>	<p>[第4－4～第4－7 同左]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	